

GIFU

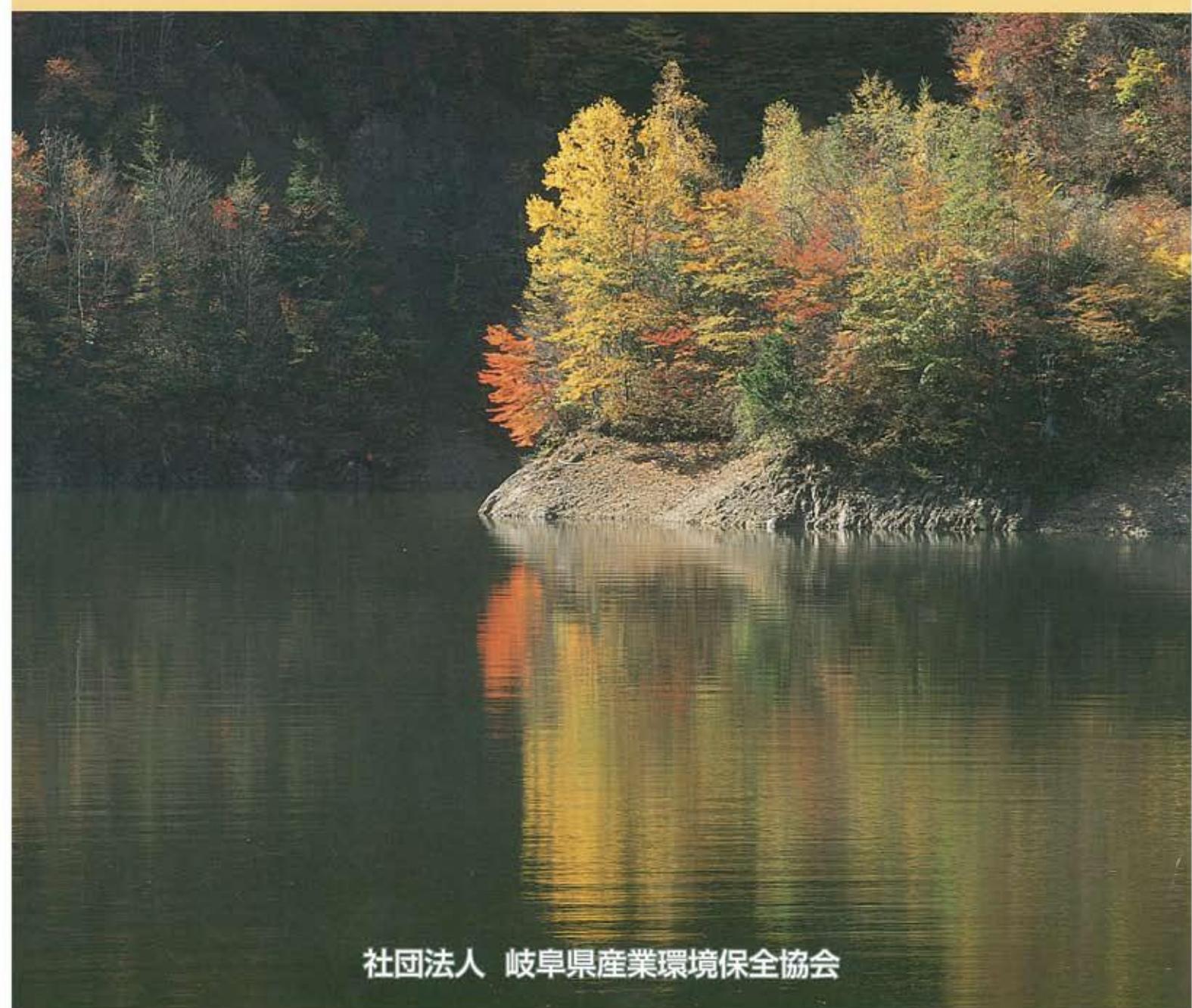
HOZEN

岐阜県産業環境保全協会報

2004 / 第60号

平成16年10月15日発行

題字：梶原拓岐県知事



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

行政ニュース

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の県許可情報の公表について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室 … 2

産業廃棄物不適正処理事案の公表について

岐阜県健康福祉環境部不適正処理対策室 … 4

「産業廃棄物不適正事案」及び「産業廃棄物処分業施設リスト」の情報公開について

岐阜市環境事業部環境指導室 … 5

トピックス

新たな展開を模索する「地球環境村」構想

—「地球環境村」構想の計画と現状報告について—

財団法人 地球環境村ぎふ 理事長 種田昌史 … 6

地域振興局だより

子ども環境塾「エコ・キッズセミナー2004」の紹介

岐阜県中濃地域振興局環境課 … 10

シリーズ

わがまちの産業廃棄物問題と対策

山県市長 平野 元 … 12

協会だより

第3回理事会開催・新理事の紹介及び新委員の紹介 … 13

平成16年度第2回各委員会開催 … 13

産業廃棄物処理施設視察研修 … 14

「岐阜県産業廃棄物ものがたり」体験バスツアーの協力について … 14

平成16年度水環境づくり推進委員会 … 15

平成16年度水環境づくり日本一・ぎふ推進会議 … 15

東海ブロック園芸用使用済プラスチック適正処理推進協議会幹事会・総会 … 15

全国木材資源リサイクル協会連合会全国大会及び講演会 … 15

廃棄物処理法・建設リサイクル法対応講習会 … 15

産業廃棄物処理関係講習会開催結果報告 … 16

社全国産業廃棄物連合会第16回総務委員会開催 … 16

第2回中部地域協議会専務理事会開催 … 16

平成16年度「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会

並びに特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の追加開催について … 17

お知らせ

廃棄物処理法の解説 … 19

新規加入会員の紹介 … 21

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法 … 22

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入申込書 … 23

表紙写真

「秋映える高根ダム湖」

(日本風景写真協会 岐阜第一支部)

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物 処理業者の県許可情報の公表について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策室

現在、県の許可を有する産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者のリストをホームページ上で公表しています。

1 背 景

近年の不適正処理事案の増加や、廃棄物処理法の改正による排出事業者責任の強化等の影響で、県内の排出事業者から、産業廃棄物や特別管理産業廃棄物の処分を委託することができる処理業者はどこかといった問い合わせや、委託を予定している業者が許可を有しているかどうかといった問い合わせが増加しています。

産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の名簿については、社団法人岐阜県産業環境保全協会が年1回発行する「協会要覧」に掲載され、一般に情報が提供されています。しかし、「協会要覧」は年1回の発行であるため、許可業者の最新の情報を提供することができないこと、その形態が冊子によるものであるため、情報を提供できる範囲に限度があるという問題点があります。

2 目 的

このような背景を踏まえ、平成16年7月末に岐阜県のホームページ上において、県の許可を有する産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の名簿を公表することにしました。さらに、平成16年10月末を目処に、県の許可を有する産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者の名簿を公表する予定です。廃棄物の適正処理の推進に尽力している許可業者名を公表することにより、廃棄物処理業に対する理解を深め、廃棄物処理業界全体の地位向上に寄与するものと考えています。

3 公表内容

産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者

- ①許可番号 ②氏名(法人名又は個人名) ③代表者名 ④郵便番号及び住所
- ⑤電話番号 ⑥許可期限 ⑦許可品目 ⑧処分方法 ⑨処分地 ⑩管轄振興局名

産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者

- ①許可番号 ②氏名(法人名又は個人名) ③代表者名 ④郵便番号及び住所

⑤電話番号 ⑥許可期限 ⑦許可品目 ⑧積替保管施設の有無 ⑨管轄振興局名

4 ホームページアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11225/syorigyou/index.htm>

「ぎふポータル」→「行政情報：県の組織別一覧」→「健康福祉環境部」→「廃棄物対策室」
→「産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)関係県許可情報について」

5 更新の頻度

産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者の情報は、4半期毎に更新する予定です。

6 その他

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業に関する許可申請書の様式は、岐阜県のホームページ上に掲載してあります。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11225/sanpaisinsei/index.htm>

「ぎふポータル」→「行政情報：県の組織別一覧」→「健康福祉環境部」→「廃棄物対策室」
→「産業廃棄物処理業許可申請書」

産業廃棄物不適正処理事案の公表について

岐阜県健康福祉環境部不適正処理対策室

現在、県が改善指導等を行っている産業廃棄物の不適正処理事案をホームページ上で公表しています。

1 背 景

産業廃棄物の処理については、平成9年及び12年の廃棄物処理法の改正により、産業廃棄物処理業者に加えて、産業廃棄物を排出する事業者の処理責任が明確に規定され、強化されてきました。これに伴い、地域住民や産業界等から、排出事業者は適正に処理しているか、安心して委託できる処理業者はどこかといった情報の公開を望む声が強くなっています。

また、産業廃棄物の不適正処理事案は、ひとたび発生すると周辺の生活環境に著しい影響を及ぼすことがあることから、県は、住民の信託を受けて行う廃棄物行政に関し、関係法令に基づく適切な権限行使を行っているか等について、住民に対して説明責任を果たすべきであるとの要請も高まっています。

2 目 的

このような背景を踏まえ、産業廃棄物処理業者、排出事業者等が過去に行い、あるいは現に行っている産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の事実及び県が行っている行政指導、行政処分等の権限行使の状況等について情報を公開することにしました。これにより、県民に対する県の説明責任を果たし、違法行為の拡大を防止するとともに、適正な許可業者への処理委託、地域環境保全活動への住民協力の推進につながるものと考えています。

3 公表の対象

- ① 行政処分（措置命令、改善命令）を行った事案
- ② 行政指導中の事案（事業者）
- ③ 行政指導中の事案（産廃処理業者）

4 ホームページアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11263/kouhyou/index.htm>

「ぎふポータル」→「行政情報：県の組織別一覧」→「健康福祉環境部」→「不適正処理対策室」

5 更新の頻度

ホームページへの掲載は、7月末に開始しており、毎月末に更新しています。

「産業廃棄物不適正事案」及び「産業廃棄物 処分業施設リスト」の情報公開について

岐阜市環境事業部環境指導室

岐阜市のホームページに、「産業廃棄物不適正事案」及び「産業廃棄物処分業施設リスト」を8月16日から掲載しました。

これは、産業廃棄物の不法投棄や不正処理を行った、あるいは現に行っている産業廃棄物処理業者、排出事業者等に対する行政処分、行政指導の情報を広く公開することにより、不適正処理の抑制、再発防止策、さらに地域住民の協力を得るために有効であると考え、インターネット等により情報公開を行うことにしたものです。

この情報は環境事業部 環境指導室のホームページに掲載しており、状況に応じて速やかに情報を更新していくつもりです。

ホームページアドレス

<http://www.city.gifu.gifu.jp/ka-sidou/index.html>

新たな展開を模索する「地球環境村」構想

—「地球環境村」構想の計画と現状報告について—

財団法人地球環境村ぎふ

理事長 種田昌史

1 「地球環境村」構想策定の背景

「地球環境村」構想は、21世紀に向けて、県内における廃棄物の適正処理の確保等を図り、快適で魅力ある生活環境等を保全・創出するため、平成8年3月に策定されました。

これに先立ち2年前の平成6年3月、岐阜県は「岐阜県第五次総合計画」及び「岐阜県第四次産業廃棄物処理計画」を策定し、その中において、今後の廃棄物処理対策の基本的方向として「廃棄物対策五原則」を定めました。「廃棄物対策五原則」とは、「安全第一」、「公共関与」、「リサイクルの徹底」、「複合行政」、「自己完結」の五つであります。

「安全第一」とは、廃棄物処理に当たっては、十分な安全の確保を図るとともに、環境を保全するための最大限の配慮をするということです。「公共関与」とは、県や市町村が関与することにより、県民の皆さんの理解が得られやすい処理体制を整備するということです。「リサイクルの徹底」とは、産・官・学により技術開発を行い、廃棄物を可能な限りリサイクルするということです。「複合行政」とは、廃棄物処理施設の熱源等を利用してほかの施設と複合化を図るなど総合的な施設を整備するということです。最後に「自己完結」とは、自己処理を原則とし、地域内で発生した廃棄物は地域内で処理するということです。

この「廃棄物対策五原則」に基づく廃棄物行政を推進し、地域と一体となった廃棄物処理体制を整備しようとするものが、「地球環境村」構想であります。

同構想が策定された頃の社会経済情勢をみると、いわゆるバブルの時代が終わり、日本経済は低成長時代に入っていましたが、「大量生産・大量消費・大量廃棄」社会の余韻は根強く残っており、事業所・家庭等から排出される廃棄物の量は増大する一方で、廃棄物問題が大きくクローズアップされてきた時代であります。

加えて、廃棄物処理施設は、施設整備の推進が求められるものの、住民の反対等からスマートな設置が困難な状況にあり、とりわけ産業廃棄物処理施設は、2~3年後には不足する状況になると予測されていました。こうした状況を踏まえて、「地球環境村」構想が

策定されたという次第であります。

2 「地球環境村」構想とは

「地球環境村」とは、廃棄物処理関係施設を核として、リサイクル、余熱利用等の資源活用及び地球環境問題に関する研究・実践を行う場であるとともに、廃棄物処理関係施設の周辺に健康、福祉・医療、生涯学習、文化、スポーツ等の各種施設を複合的・有機的に整備することにより、良好な生活環境や自然環境の保全・創出及び地球環境への負荷の減少を図り、「日本一すみよいふるさと岐阜県」の実現を目指す地域をいう、と定義されています。具体的には、一般廃棄物または産業廃棄物を処理するため、中間処理施設や溶融施設、最終処分場などの基本的な施設を整備し、その周辺に、資源化施設、地球環境学習施設、健康・福祉・文化等関係施設などを地域の実情に応じて整備することにより廃棄物処理のモデル的な地域を目指そうとするものであります。

そして、地球環境村施設の建設基本方針として、次の六つの事項に十分配慮して整備することとしています。

- ① 廃棄物が安全で適正に処理される施設であること。
- ② 地域の自然環境が十分に生かされたものであること。
- ③ 地元の人にとって快適で魅力的なものであること。
- ④ 全ての人々が喜び、楽しむことができるようなものであること。
- ⑤ 地球環境を考える学習の場であること。
- ⑥ リサイクルを中心とした県内関連産業の育成に寄与するものであること。

3 財団法人「地球環境村ぎふ」の設立

平成8年3月29日、「地球環境村」構想の推進母体として、財団法人「地球環境村ぎふ」が、県、市町村、民間事業者等の共同出資により設立されました。

基本財産は、1,000万円、会長は岐阜県知事、副会長は県商工会議所連合会長、県商工会連合会長、県市長会長、県町村会長とされ、岐阜総合庁舎の事務所には、副理事長以下数名の職員が置かれ、地球環境村の建設整備を主たる業務内容としてスタートしました。

また、翌年の平成9年12月には、岐阜県環境保全協会（現在の岐阜県産業環境保全協会）の改組に伴い、「産業廃棄物対策基金」（当初7億1千2百万円、現在7億5千1百万円）が、同協会から財団法人「地球環境村ぎふ」へ移管され、財団が運営管理していくこととなりました。この基金は、「天災により最終処分場が破壊され、生活環境に被害が生じた場合で、施設管理者（産廃処理業者）がその対策を講じきれなかったときの対策」や「最

終処分場において、施設管理者が倒産により維持管理不能となり、生活環境に被害が生じる恐れがあると懸念される場合における対策」等に適用するものとされています。幸い、この基金は、現在に至るまで適用事例はありませんが、県民の安全な生活の確保と環境保全を図るための貴重な原資であることから、今後も厳格に運営管理していく必要があります。

4 「地球環境村」構想の現状

財団設立以来、「地球環境村」構想の実現を目指して、県をあげて様々な取り組みが行われました。最大の課題は、建設候補地です。用地問題が解決すれば、当該事業の5割以上は進んだも同然といわれています。公園や博物館などを建設する一般の公共事業ならともかく、産業廃棄物の処理施設を中心とした「地球環境村」の建設は、相当の困難が予想されました。

財団発足後まもなく、「廃棄物対策五原則」の「自己完結」については、「県下全体ではなく、五圏域ごとに処理を考えていく」という方針が示されたことから、各圏域ごとに「地球環境村」構想推進のための取り組みが進められました。

もちろん財団の役職員も、「地球環境村」構想の理解をしてもらうため、いろいろな会議や市町村の役場などへ出向き、説明をしたり、各種イベントでパンフレットを配ってPRに努めたり、考えられることはすべてやってきました。

「地球環境村」の建設事業は、前述したように6つの建設基本方針に基づき進めることとされています。地域にとって魅力ある施設として、誘致の手を差し伸べてもらうのが理想です。そのためには、各圏域の市町村長さん方が「地球環境村」構想を十分理解され、地域住民の方々に受け入れられるよう相当な努力をしていただくことが必要となります。各圏域においては、それぞれ推進のための取り組みが行われましたが、岐阜圏域を除き、具体的な検討を行うまでには至りませんでした。

岐阜圏域においては、旧高富町（現山県市）が具体的な建設候補地を挙げられ、地域住民の方々に対しても説明会を開くなど大変な努力をしていただきましたが、地域住民の方々の理解を得ることはどうしてもかなわず、やむを得ず断念されました。財団設立以来8年あまりが経過しましたが、残念ながら「地球環境村」構想の具体的な進展は見られないというのが、現在の状況であります。

一方、一般廃棄物の処理施設としては、可茂衛生施設利用組合が可児市に建設された「ささゆりクリーンパーク」が、平成11年1月に、地球環境村第1号に指定されました。24時間連続焼却炉や灰溶融炉を整備し、溶融されたスラグも再生土木資材として利用するなど、

まさに循環型社会を見据えた「地球環境村」としてふさわしい施設であります。この施設を建設するには、可児市長さんをはじめとした地元の関係者の皆さんが言葉で言い表せないほどの苦労をされたと聞いています。

5 「地球環境村」構想の新たな展開の模索

「地球環境村」構想が策定されたころは、産業廃棄物の最終処分場が2～3年後には逼迫すると予測されていましたが、その後、景気の低迷に伴う経済の減速、各業界・各企業の廃棄物減量化・リサイクル・再資源化の積極的な取り組み等により、何とか維持されています。しかし、依然として最終処分場が逼迫しているという状況は変わっていません。岐阜県廃棄物処理計画においては、廃棄物対策五原則に基づき、「廃棄物の発生の最小化」、「リサイクルの最大化」、「廃棄物による環境負荷の最小化」を目指し、産業廃棄物については、公共関与による処理施設の整備をモデル的に推進していくとされています。「地球環境村」構想の推進の必要性は、少しも変わっていないといえます。

そんな中、今年の6月県議会の一般質問において、「地球環境村」構想が取り上げられました。これに対し、知事からは、「五圏域ごとに自己完結型の処理を求める今までの構想と並行して、廃棄物を種類ごとに細分化し、民間の各種リサイクル施設も活用しながら、県下各地で分散処理をしていくことを考えていきたい。」との答弁がありました。この「分類・分散型の処理方式」による「地球環境村」構想の具体的な内容については、今後、詰めていくこととなっています。現在、財団法人「地球環境村ぎふ」が中心となって、建設廃棄物をモデル的に取り上げ、排出業界、処理業界、県の関係部局の方々に参加を頂き、「建設廃棄物の分類・分散型の処理方策」を検討しています。

関係者の方々のご協力により、「分類・分散型」という考え方に基づく「地球環境村」の新たな方向性が出てくることを期待しています。

最後に、財団法人「地球環境村ぎふ」の業務運営にあたり、岐阜県産業環境保全協会の皆様をはじめ関係の方々には、今後とも格別のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

子ども環境塾「エコ・キッズセミナー2004」の紹介

岐阜県中濃地域振興局環境課

「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実現を目指すため、中濃圏域では「環境・公園文化モデル圏づくり」を進めています。そして自分たちが住むふる里を自慢できる環境を作っていくためには、中濃圏域の将来を担う子どもたちが、環境に対して興味を持ち、環境保全の必要性を自ら認識することが重要であると考え、昨年度から子ども環境塾「エコ・キッズセミナー」を開催しています。

今年度は、「花フェスタ2005ぎふ」の開幕を控えた、花フェスタ記念公園において、「子ども環境塾エコ・キッズセミナー2004」in花フェスタを開催しました。

1 開催日時

平成16年7月25日(日) 10:00~15:30

2 参加者

中濃地域振興局管内の小学生23名

3 講 師

川尻 秀樹氏 (財花の都ぎふ花と緑の推進センター、全国森林インストラクター会理事)

栗谷本征二氏 (『栗くり工房』主宰、花の都100人委員会)

4 内 容 (写真を参照して下さい。)

(1) オリエンテーションとアイスブレイク

当日のスケジュール説明と講師紹介。参加者同士の心ほぐしを目的に導入ゲームを行いました。

(2) 園内植物探索

花フェスタ記念公園内の花木や大気環境木、遊歩道沿いの自然林について、オリエンテーリングを行いました。

(3) ネイチャークラフト

花フェスタ記念公園で拾った小枝、葉など自然の素材を利用して、「森の生き物」をテーマに自由な発想で工作を行い、作成後作品の発表会を行いました。

中濃地域振興局

子ども環境塾

「エコ・キッズセミナー 2004」

野外学習の前に「仲良くなろう」とアイスブレイク

平成16年7月25日 花フェスタ記念公園



花フェスタ記念公園内を散策しながら、午後のネイチャークラフトの材料を収集。また、森林の保水力を確かめる実験「緑のダム体験」をして、自然環境の大切さを学ぶ。

花の都ぎふ運動15周年記念
花フェスタ2005ぎふ



完成した作品

講師＝川尻先生



採取した葉や実を使って「森の生き物」をテーマにネイチャークラフトに挑戦する。

講師＝栗谷本先生

岐阜放送の取材を受ける



参加者全員に、エコ・キッズセミナー修了証を授与した。



自分たちが作った作品と共に、参加者全員で記念写真

楽しかったこと、発見したことなど、感想を班ごとに発表する子どもたち。



わがまちの産業廃棄物問題と対策



豊かで美しい自然を守るまちづくり

山県市長 平野 元

(社)岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃県下の生活環境の保全と産業廃棄物の適正な処理につきまして、格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市は、岐阜市の北側に隣接する位置にあり、平成15年4月1日に山県郡の高富町・伊自良村・美山町の2町1村が合併して「山県市」が誕生しました。この合併は、平成の大合併では東海三県で第1号であり、山県市は岐阜県内では15番目の市となりました。面積は222.04km²、人口は31,400人程度です。

全国的に市町村合併の動きが広がっていますが、合併は規模の拡大が目的ではなく、合併して何をしようとするかが問われており、合併はそのための手段、通過点に過ぎません。今までの行政の枠組みとシステムでは時代の変化と多様化・高度化する住民の要望に十分応えられなくなってきたおり、それらの問題にどう対処するかという課題から発したものです。

さて、当市におけるごみ処理・リサイクル推進等の廃棄物対策事業につきましては、ごみの有料化（可燃・不燃ごみ、粗大ごみ）のほか、家庭からの生ごみ処理のためのコンポストや生ごみ処理機の購入補助を行っています。さらに、分別収集（缶、びん、ペットボトル、白色トレイ）によるごみの再資源化を進めているほか、資源回収奨励金制度に基づく奨励金を交付し、市民のリサイクル活動を促進しています。

産業廃棄物については、地域的に山林が多いため古くから製材業が盛んで木くずが多く発生しています。また、最近では、自動車産業関係のプラスチック及びゴムくずも多く発生するなど、ごみの多様化もありますので、排出業者と一致協力しリサイクル化を中心とした適正処理を目指さなければならないと思います。

廃棄物の不適正処理、いわゆる不法投棄等については、啓発看板等を設置していますが、市内には山林が多く、人目に付かない場所も少なくないことから、環境保全監視員及びシルバー人材センターへの委託による環境パトロールにおいて、未然防止や不法投棄の早期発見・早期処理などの環境美化活動を進めているところです。

終わりにあたり、本市における廃棄物行政が円滑に運営できるためにも、今後も貴協会のご指導をお願いいたしますとともに貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご活躍をご祈念申し上げます。

第3回理事会開催

平成16年度第3回理事会が平成16年9月10日(金)午後1時30分から岐阜市内の「岐阜県県民ふれあい会館」において開催されました。この理事会に於いて次の議案が審議され、いずれの議案も全員一致で原案どおり可決されました。

- 第1号議案 役員の選任について
- 第2号議案 委員会委員の選任について
- 第3号議案 新規加入会員の承認について
- 第4号議案 第3回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の動員について
- 第5号議案 適正処理対策について



理事会

新理事の紹介

平成16年9月10日開催の第3回理事会において、理事、賛助会員西濃地域産業廃棄物処理推進協議会会长 砥上忠久氏が退任され、後任会長の野村浩司氏（写真）が新理事に就任されました。



新委員の紹介

平成16年9月10日開催の第3回理事会にお

いて、次の方々が新委員に選任されました。

○総務委員

恵那地域産業廃棄物処理推進協議会会长

小林直樹氏の後任 杉山禎男氏

西濃地域産業廃棄物処理推進協議会会长

砥上忠久氏の後任 野村浩司氏

○適正処理委員

岐阜地域産業廃棄物処理推進協議会会长

北村俊英氏の後任 芝原貴文氏

平成16年度第2回広報編集委員会開催

(平成16年8月9日(月) 10時30分から
「レストランフジ」)

「ぎふ保全協会報」第60号の編集方針について審議されました。

平成16年度第2回適正処理委員会開催

(平成16年8月12日(木) 10時30分から
「レストランフジ」)

1) 委員長の互選について

田中委員長の辞任により粥川副委員長が委員長に選任されました。また粥川副委員長の後任に木村委員が選任されました。

2) 適正処理対策について

「善商」の不法投棄事案における処理対策について、「協会として協力する」とする姿勢を明らかにし、市等の要請に応じて対応していくことが了解され、理事会に諮ることとなりました。

平成16年度第2回総務委員会開催

(平成16年8月24日(火) 13時30分から
「レストランフジ」)

1) 第3回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」について

岐阜県から150名の参加を予定している

ため交流会の参加を促すため交流会の参加の有無を問わず一律5千円を支給する案が了解されました。

2) 「労働安全衛生講習会」の実施について

開催日時：平成16年12月10日(金)

午後1時30分から

場 所：岐阜県水産会館

規 模：100名

3) 「地球環境ぎふフェア'04」協賛事業について

開催日時：平成16年10月9日(土)10時から

場 所：岐阜市薮田「岐阜アリーナ」

例年どおり協賛団体として出展し運営については、青年部会に依頼することとなりました。

産業廃棄物処理施設視察研修

日 時：平成16年7月16日(金)

場 所：愛知県豊川市

「加山興業株

豊川リサイクルプラント」

出席人員：70名（バス2台）



視察研修

建設廃棄物のリサイクル施設では混合廃棄物の選別を行うラインと木くずからチップを製造するラインでなり選別、破碎をコンペ

アード一体化し、一部手作業を除いて自動化されており非常に参考になりました。特に選別の社員教育と毎週、見学会を行うなど情報の公開が行われており、まさに優良企業を目指した会社であり、有意義な視察ありました。

「岐阜県産業廃棄物ものがたり」 体験バスツアーの協力について

県民に対し産業廃棄物問題に対する認識と理解を深めてもらうため、平成16年度の新規事業として岐阜県が企画した当事業に、当協会としても下記により協力しました。



体験バスツアー

○事業の概要

1) 対象 (県内に在住の方 (小・中学生は保護者同伴)

2) 日程 平成16年8月3日 中濃コース
8月6日 東濃コース
8月10日 飛騨コース
8月20日 岐阜コース
8月25日 西濃コース

3) 参加人員 271名

○協会の対応

事業に同行・参加し、会員施設等の現場で県民の声を聞き、県の担当者及び振興局

の関係者と情報交換を行いました。また、参加者には飲物（お茶）を提供しました。

○協力企業等

ソニーイーエムシーエス(株)美濃加茂テック・(株)佐合木材・寿和工業(株)・(株)マルエス産業・北陸森紙業(株)大井製紙事業所・(有)東海バイオ・(株)マテリアル東海・住友大阪セメント(株)岐阜工場・名古屋パルプ(株)・太平洋工業(株)・(株)日本環境管理センター・サトマサ(株)・(株)星野産商（順不同）

平成16年度水環境づくり推進委員会

平成16年7月26日(月)に上記委員会が岐阜県議会西棟第1会議室で開催され、次の議題について協議されました。当協会から吉田専務理事が出席しました。

- ①各提案チームからの検討結果の報告について
- ②「水環境づくり日本一・ぎふ推進会議」として知事への報告事項の取りまとめについて
- ③時期検討課題について
- ④今後の予定について

平成16年度水環境づくり 日本一・ぎふ推進会議

平成16年8月6日(金)に上記会議が長良川国際会議場（国際会議室）で開催され次の議題について協議がされました。当協会から今木事務局長が出席しました。

- ①水環境づくり推進委員会の報告
 - 1) 「水環境づくり日本一・ぎふ推進会議」から知事への報告について（日本一の水環境を創出するための解決策及び方針案）
 - 2) 水環境づくり推進委員会の次期検討課

- 題及びチームリーダーについて
- ②各チームの検討結果の報告

東海ブロック園芸用使用済プラスチック適正処理推進協議会幹事会・総会

平成16年8月11日(水)に名古屋能楽堂会議室に於いて上記会議が開催され、次の議題について協議されました。当協会から吉田専務理事が出席しました。

- ①平成15年度活動報告及び収支報告並びに会計監査報告について
- ②活動体制の見直し及び規約の改正について
- ③平成16年度活動計画及び収支予算について
- ④総会の運営について

全国木材資源リサイクル協会連合会 全国大会及び講演会

平成16年8月20日(金)に東京都区内において上記大会が開催され、本年3月9日にNPO化された経緯と環境省の南川廃棄物・リサイクル対策部長の基調講演が行われました。当協会から理事長代理で今木事務局長が出席しました。

廃棄物処理法・建設リサイクル法 対応講習会

平成16年9月8日(水)に岐阜市内長良川国際会議場で上記講習会が開催され、今木事務局長が出席しました。

「廃棄物処理法対応講習会」

講師：(株)環境政策研究所

代表取締役 松岡 力雄氏

「建設リサイクル法対応講習会」

講師：鹿島建設(株) 関西支店

安全環境部長 山岸 勝也氏

平成16年9月末までの産業廃棄物 処理関係講習会開催結果報告

標記講習会が岐阜県県民ふれあい会館において開催されました。開催状況は次表のとおりです。

・特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
7月6日	120	128	2	126

・産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（更新収集運搬課程）

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
7月7日	120	128	1	127

・産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規収集運搬課程）

開催日	定員	申込者数	欠席者数	受講者数
9月2日～3日	120	121	7	114

(社)全国産業廃棄物連合会 第16回総務委員会開催

上記委員会が平成16年9月3日(金)に全産連会議室に於いて開催され下記議事項目が確認されました。当協会から吉田専務理事が出席しました。

1) 20周年記念事業について

全産連が社団法人化20周年を迎えるに当たり、記念事業の実施について次のとおり検討されました。

- ① 20周年記念誌の発刊
- ② 20周年記念式典の開催

第2回中部地域協議会 専務理事会議開催

平成16年9月28日(火)に第2回中部地域協議会専務理事会議が静岡市に於いて下記の議題により開催されました。

1. 「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の愛知県開催について
2. 中部地域協議会開催状況
3. 情報交換

平成16年度「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会並びに特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の追加開催について

平成16年度追加開催各種講習会の会場及び日程は次のとおりです。

○産業廃棄物の収集・運搬課程（新規許可講習会）

開催地	開催期日	申込先（受付機関）／電話番号
栃木	平成17年2月17日(木)～18日(金)	(社)栃木県産業廃棄物協会 028-632-5575
広島	平成17年3月15日(火)～16日(水)	(社)広島県産業廃棄物協会 082-247-8499
青森	平成17年3月17日(木)～18日(金)	(社)青森県産業廃棄物協会 017-721-3911
神奈川	平成17年3月24日(木)～25日(金)	(社)神奈川県産業廃棄物協会 045-681-2989

○産業廃棄物の処分課程（新規許可講習会）

開催地	開催期日	申込先（受付機関）／電話番号
静岡	平成17年2月1日(火)～4日(金)	(社)静岡県産業廃棄物協会 054-255-8285

○産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集・運搬課程（更新許可講習会）

開催地	開催期日	申込先（受付機関）／電話番号
兵庫	平成16年11月8日(月)	(社)兵庫県産業廃棄物協会 078-371-3177
群馬	平成17年1月24日(月)	(社)群馬県環境資源保全協会 027-243-8111
静岡	平成17年2月9日(水)	(社)静岡県産業廃棄物協会 054-255-8285
千葉	平成17年2月14日(月)	(社)千葉県産業廃棄物協会 043-246-9581

協会だより

○産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集・運搬課程（更新許可講習会）

開催地	開催期日	申込先（受付機関）／電話番号
愛知	平成17年3月4日(金)	(社)愛知県産業廃棄物協会 052-332-0346
兵庫	平成17年3月15日(火)	(社)兵庫県産業廃棄物協会 078-371-3177
広島	平成17年3月17日(木)	(社)広島県産業廃棄物協会 082-247-8499
京都	平成17年3月24日(木)	(社)京都府産業廃棄物協会 075-645-3085
熊本	平成17年3月25日(金)	(社)熊本県産業廃棄物協会 096-213-3356

○産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分課程（更新許可講習会）

開催地	開催期日	申込先（受付機関）／電話番号
福岡	平成17年3月24日(木)～25日(金)	(社)福岡県産業廃棄物協会 092-651-0171

○特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

開催地	開催期日	申込先（受付機関）／電話番号
愛知	平成17年3月2日(水)	(社)愛知県産業廃棄物協会 052-332-0346
愛知	平成17年3月3日(木)	(社)愛知県産業廃棄物協会 052-332-0346
兵庫	平成17年3月16日(水)	(社)兵庫県産業廃棄物協会 078-247-3177
広島	平成17年3月18日(金)	(社)広島県産業廃棄物協会 082-247-8499

<廃棄物処理法の解説>

「欠格要件」に該当するに至った時点で、許可は取消処分となる。

許可の取消処分に関し、2003年の法改正で特筆すべき事項は、いずれの許可についても、従前は、「都道府県知事は、その許可を取り消すことができる」と表現していたものを、一定の要件に該当した場合に「……その許可を取り消さなければならない」と、裁量の余地のない厳格な規定に改めたこと。「業」の許可の取消しに関する規定は、新設された法第14条の3の2、処理施設設置の許可の取消しについては改正後（内容的には新設）の第15条3である。

そして、両規定とも、許可取消しの必須要因として筆頭に掲げている事項が、いわゆる「欠格要件」に該当するに至ったときに、条文を写せば「第14条第5項第2号イからヘまでのいずれかに該当するに至ったとき」である。

「欠格要件のいずれにも該当しないこと」は、最初から「許可」の絶対的な要件でもあるから、許可取得後において、欠格要件のたとえ1項目でも該当するに至ったとき、その許可が取り消されることとなるのは当然のことである。

「欠格要件」は、廃棄物処理の体制から不適格者を排除することが趣旨である。

「欠格要件」とは、「許可申請者の一般的適性について、『廃棄物処理法に従った適正な業の遂行』を期待し得ない者を類型化して規定し、これに該当する者を、廃棄物処理の体制から排除すること」を趣旨とするものであること。

「欠格要件」に関し、産業廃棄物処理の関係で対象となる規定は「法第14条第5項第2号イからヘまで」の条項である。この規定は、産業廃棄物収集運搬業の許可の基準の一つとして、「申請者が次のいずれにも該当しないこと」という表現で、その許可申請者に係るいわゆる「欠格要件」を定めたものであるが、また、産業廃棄物処分業の許可、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可、特別管理産業廃棄物処分業の許可、及び産業廃棄物処理施設の設置の許可に関する共通する規定である。

ただし、説明として「許可申請者に係る欠格要件」とはいうものの、本規定により欠格要件を問われる者は、必ずしも許可申請者（許可該当事業の代表者。以下この項において単に「代表者」という。）本人のみとは限らず、代表者以外の事業関係者を対象とした欠格要件規定が存在するので注意しなければならない。つまり、代表者以外にも「法で定めている事業関係者」が欠格要件に該当していれば、その許可申請は却下されるし、許可取得後においては、それが代表者本人

であれば無論のこと、代表者以外の「法で定めている事業関係者」が欠格要件に該当するに至った場合も、事業本体の「許可」に直接連動して斟酌なく「許可の取消し処分」を受ける制度になっている。代表者としては、経営リスク管理の一環として人事管理についても、日々留意しておかなければならない、極めて重要な許可要件なのである。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

☆第14条第5項第2号イからヘ

- イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者。
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの。
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの。
- ホ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの。
- ヘ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの。

※ 注：月刊廃棄物5月号、6月号より抜粋

新規加入会員の紹介

平成16年度第3回理事会を平成16年9月10日開催し次のとおり新規会員が承認されました。

【正会員】

会員名所	代表者名 電話番号	業の区分	備考
株式会社東海環境ディベロップ 〒509-2204 下呂市三原544	代表取締役 今井哲夫 ☎0576-23-3070	収集運搬業	
松保建設有限会社 〒501-3753 美濃市松森1025	代表取締役 松並保成 ☎0575-35-2056	収集運搬業	

参考 会員状況

会員区分	6月25日現在	入会数	退会数	9月10日現在	増減
正会員	363	2	1	364	1
賛助会員	115	0	0	115	0
特別会員	2	—	—	2	—
合計	480	2	1	481	1

= お詫びと訂正 =

ぎふ保全協会報2004／増刊号「協会要覧・会員名簿」平成16年度版の産業廃棄物関係行政機関等（254ページ）の岐阜県健康福祉環境部不適正処理対策室 不適正処理対策グループ主査のお名前が高橋 等様になっておりましたが、正しくは馬場健二様の誤りでしたのでお詫びして訂正させていただきます。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入方法

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、下記の方法で購入することができます。

- 窓口で「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に記入し、直接購入する。
- 送料着払いによる産業廃棄物管理票（マニフェスト）の発送。
(管理票代金後払い（郵便振込）による購入)

発送を希望される方

- 23ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に記入漏れのないよう必要事項をご記入の上、当協会FAX（058-272-6764）へ送信下さい。
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）発送の際に、郵便払込取扱票を同封しますので、到着日を含め10日以内に振込下さい。
- 各種連続票は、申込書受信後に発行元より取り寄せますので、お届けするのに一週間前後かかります。

☆産業廃棄物管理票（(社)全国産業廃棄物連合会発行）、建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の書き方等の小冊子を希望される方は23ページ「産業廃棄物管理票（マニフェスト）申込書」の冊子欄に数量をご記入下さい。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払い下さい。

* No. _____ ~ _____

* No. _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト） 購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設九団体副産物対策協議会発行	単票	3,000	箱
	連続票	15,000	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A5版 54ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 30ページ 1冊 120円(実費)	冊

平成 年 月 日

〒 -

住 所

会社名

代表者又は

取扱責任者

電話番号

FAX番号

(注) *印の欄は、記入しないでください。

*支払方法	振込No
現金	
*整理	

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 野村 清晴

委員 加藤 宏 川合 清和 中尾 勝
野々村 清 山口 繁



協会のシンボルマーク

平成16年10月15日発行

第60号

編集発行 社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 中本貞実

〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番地12号 水産会館1階

TEL <058>272-9293

FAX <058>272-6764

URL <http://www.ccom.or.jp/gifu-hozan/>

印刷 共和印刷株式会社

(社)岐阜県産業環境保全協会 会員の皆様へ

「集団扱」自動車保険
3つのメリット

◎保険料が
最大10%もお得

◎ご契約時には
キャッシュレスで

◎お申し込み日
から安心



日本興亜損害保険株式会社

NIPPON KOA
INSURANCE

岐阜支店営業第3課 担当 中川 TEL <058>253-9813

“安全で安心”

豊かな社会と自然環境の創造は
私たちの使命です

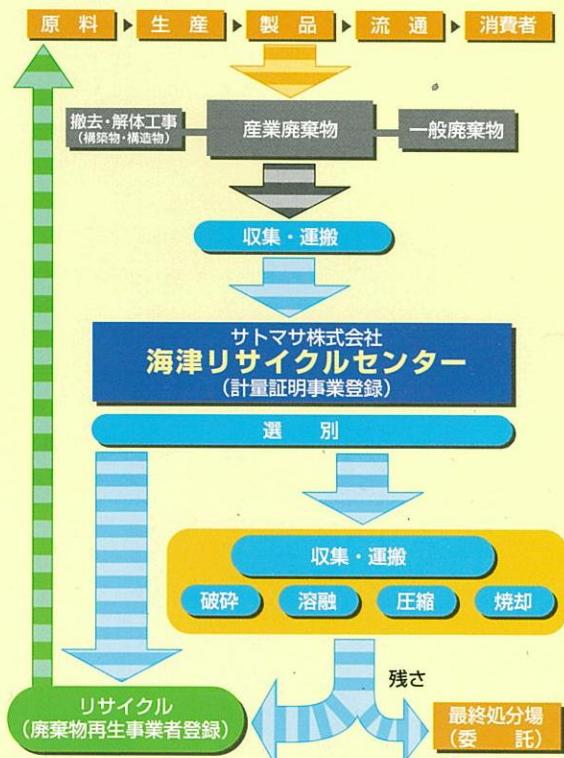


サトマサ株式会社

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得しております。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



〈加盟団体〉

- (社)愛知県産業廃棄物協会
(社)岐阜県産業環境保全協会
(社)三重県産業廃棄物協会
岐阜県産業廃棄物処理協同組合
岐阜県清掃事業協同組合
愛知県産業廃棄物処理業暴力対策協議会
愛知県地域環境創造協会

本 社 ☎ 498-0045

愛 知 県 津 島 市 東 柳 原 町 1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

海津リサイクルセンター ☎ 503-0643

岐 阜 県 海 津 市 海 津 町 札 野 434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp



社団法人 岐阜県産業環境保全協会